

# 議会運営委員会

平成29年6月16日午前9時から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男	○小村 尚己	小林 誠
平川 理恵	嶋田 善行	中西 和夫
奥村 容子		
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

総 務 部 長 面卷 昭男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 真弓 啓                      同 局 長 補 佐 大塚 美季

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 平川委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、平川委員、嶋田委員のお2人を指名いたします。

お2人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございます。レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず初めに、1. 協議事項の（1）平成29年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をごらんいただきたいと思ひます。

各委員会に付託されました8議案は、いずれも満場一致で可決・同意すべきものとされております。

これら8議案及び初日に説明までお聞きした、斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その1）から（その14）の14議案は、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その1）から（その14）に対する質疑について、確認させていただきたいと思ひます。

これらの議案に対する質疑がある方、または質疑があるとお聞きになっている方がいらっしゃいましたら、議長次第にもかかわってきますので、お聞かせいただきたいと思ひますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

それでは、現在のところ、質疑の予定はないということで確認をしておきます。

次に、討論の有無について、確認をさせていただきたいと思います。  
討論等を予定されている議案、あるいはまた討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にもかかわってきますので、あらかじめお聞かせいただければと思いますが、ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、現在のところ、討論の予定はないということで確認をしておきます。

なお、討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんかでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

賛否の討論者は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

①の付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。

お手元の追加日程表をごらんいただきたいと思います。

追加日程1. 発議第7号 核兵器廃絶を求める決議については、議員発議で提出されるものです。

次に、追加日程2. 議会の先進地視察についてですが、飯島町への全議員視察研修について、斑鳩町議会議員の行政視察派遣に関する要綱の規定により議会の議決が必要であることから、提出するものです。内容につきましては、この後の(3)議会の先進地視察についてでご確認いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

現在までに追加提案を予定されているものはこの2件ですが、このほかに、提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、現時点では、議員提案の予定はないものと確認しておきます。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきまので、議長には、進行方よろしく願いいたします。

平成29年第3回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会等の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りしています日程案について、事務局から説明をお願いします。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 それでは、次期定例会の日程案につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の日程表(案)をごらんいただけますでしょうか。9月1日金曜日を初日としまして、9月26日火曜日を最終日とする、会期26日間の案をお示ししております。

まず、9月1日金曜日を初日としまして、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、9月2日から5日は休会、6日、7日を一般質問とし、8日から10日は休会、11日は決算審査特別委員会の1日目、12日は農業委員会のために休会、13日、14日は決算審査特委員会の2日目、3日目、15日は建設水道常任委員会、16日、17日は休会、18日につきましても、敬老の日のため休会です。19日は厚生常任委員会、20日は総務常任委員会、21日は議会運営委員会、22日から25日までは休会としまして、26日を最終日とする、会期26日間の案でございます。以上でございます。

委員長 ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 20日総務常任委員会の後、21日すぐに議会運営委員会があるんですけど、これ、事務局のほうは大丈夫なんですか。

議会事務 事務局としては、大丈夫です。

局長

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、9月定例会の日程は、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

9月定例会の日程につきましては、予定ということで確認をしておきます。

総務部長から、ほかに報告いただくことはございますか。

( な し )

委員長 総務部長には、他の公務もございますので、ここで退席していただくことといたします。

どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

( 午前9時04分 休憩 )

( 午前9時05分 再開 )

委員長

再開いたします。

次に、(3) 議会の先進地視察についてを議題といたします。

7月3日月曜日、4日火曜日に予定しております飯島町への全議員視察研修について、初日の全員協議会で、議員皆様から視察研修のテーマをご提案いただきました。その後、飯島町さんと協議・調整をいたしましたので、その内容について、事務局から報告をお願いいたします。

真弓議会事務局長。

議会事務  
局長

飯島町への全議員視察研修のテーマについてでございますが、さっきもございましたが、初日の全員協議会でご協議いただきましたとおり、大きなテーマといたしましては、子育て支援について、それから観光振興について、この2つといたしまして、飯島町さんと調整をさせていただきました。

飯島町さんからは、その2つのテーマでの視察研修ということでご了承をいただき、まず、1日目、7月3日は、新しく整備されたました施設、飯島町子育て支援センターを視察、そして2日目、7月4日に子育て支援について、また、観光振興についての2つのテーマについて、飯島町役場において研修、意見交換を行い、その後、新しく整備されました道の駅、田切の里というところでございますが、そこの見学を兼ねて昼食をとらせていただくと、そういったスケジュールで考えております。以上でございます。

委員長

ただいま議会事務局長から報告がありましたとおり、飯島町さんと協議・調整させていただいた結果、視察テーマにつきましては、子育て支援についてと観光振興についての2点をあげさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんかでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、飯島町への全議員視察研修のテーマは、子育て支援について及び観光振興についての2点とさせていただきます。

なお、議会全体の視察につきましても、行政視察等派遣に関する要綱第10条第2項の規定により、議会運営委員会が計画書を作成し、提出することとなっております。

つきましては、お手元の先進地視察計画書のとおり提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、(4)今年度の検討事項についてを議題といたします。

まず、①の災害時における議会の対応についてですが、テーマとしてあげさせていただいて、議論をしていこうということで確認をいたしました。どのような進め方をさせていただくのがいいのかなというふうに思っていますが、一応、昨年度、資料として大津市の議会さんがつくらはったマニュアルですね、資料として出させていただいて、あれが一番充実しているかなと思いますが、ただ、量的には多い内容になっていましたので、あれを参考にさせていただくのか、それかまた、もうちょっと簡易なものについても調べてですね、資料としてそろえて、それをたたき台にして議論をしていくべきなのか、その辺のところについても含めてですね、ご意見いただければなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

今、委員長おっしゃったように、後者のほうで議論を深めていけばいいのではないかなとは思っております。

委員長 大津市議会さんのやつはちょっと多いから、もうちょっとってことですかね。

嶋田委員 1つのモデルだけやなしにね、ほかのモデルも検討して行って、よりよいものをつくっていけばどうかなとは思っております。

委員長 ほか、いかがでしょうか。 平川委員。

平川委員 今回策定された地域防災計画の中に、役所のほうの業務継続計画っていうのが入っていたと思うんですけど、なので、議会のほうのそういう業務継続計画のようなものが、ほかの自治体さんでどういうふうにされているのかをちょっと調べて、参考になるのがあるのか、ないのか、ちょっと見てみたらどうかなと思います。

委員長 町との連携、当局との連携っていうのが。

平川委員 要は、何か災害があったときに、いろいろと決めないといけないときに、議会を開かないといけないときとかがあると思うんですけど、そういう場合の対応についてをまとめたような計画を策定しているところがあるか、ないか。そういう役所の、当局側のほうのそういう業務を、役所業務どう継続するのかっていうのがこの地域防災計画の中に若干入っていたんですけど、その辺の、議会として、じゃあ、どういうことが必要になってくるのかっていうことをまとめたような計画をつくっておられるところが、いくつか、どこかはあると思うんですけど、そのあたり、ちょっと調べてみたらどうかなと思うんですけど。

委員長 一応、去年ですね、大津市議会さんがつくっている業務継続計画ですね、については資料として出させていただきまして、今、嶋田委員からも、ほかにもいくつかつくっておられるところがあったら参考にしてということで意見いただきましたので、この業務継続計画という形をつくっておられるところっていうのは、全国的にもまだ少ないとは思って



すけども、まだほかにもあるかどうかというの、そうしたら、調べてみますので。

少し具体的に言いますと、例えばですね、これも何年前に議会運営委員会で生駒市さんに視察に行かせてもらったと思うんですけども、そのときは、生駒市さんのほうから、生駒市議会災害対策本部設置要綱でありますとか、生駒市議会災害対策行動マニュアルというものについて、資料としていただいたんです。

あと、ほかにも、八尾市議会さんのほうでしたら、八尾市議会における大規模自然災害発生時の対応要領という形でまとめておられたりしますので、いわゆるBCPですね、業務継続計画という形でまとめておられるところについては、またちょっと探してみたいと思います。

町行政のほうで策定されているものについては、今回、防災計画自体の見直しは行っていただいていますけども、いわゆる業務継続計画については町もこれから策定をしていくということになりますので、その辺の兼ね合いについては、担当課のほうにもお聞きする中で、議会のほうでできることと、調整等が必要になるものであったりとかいうのについても配慮しながら議会の対応を進めていきたいなというふうに思っています。

ほかにございませんか。よろしいですか。 奥村委員。

奥村委員 大津市さんの分は、本当に細かく丁寧に、割かしたくさんありますので、もうちょっとこう、簡単についていうか、できるようなものを、ほかの参考を見ていただいてしたほうがいいのかと思うんですけど。

委員長 はい、わかりました。

昨年度ご意見いただく中でですね、初動としてどうするのかということですね、災害発生の時期っていうんですかね、段階を区切って対応を考えていってはどうかというご意見もいただきましたので、それらの参考にできるものについてもちょっと調べたいというふうに思っています。

ほかにございませんか。

( な し )

委員長 そうしましたら、次期の委員会までに、今いただいたご意見をお受けする中で、委員長、副委員長のほうでちょっと資料について探してみたいと思いますので、また次回の議会運営委員会でその資料も提出させていただいて、改めて議論させていただくという形でよろしいですかね。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、①の災害時における議会の対応については、そういった形で、次回また資料提出させていただいて、引き続き議論を進めていくということで確認をしておきたいと思います。

次の②の議長交際費の基準の策定についてですが、これについても、策定をしていくことを議論するということで確認はしていますが、これについても、いろいろ策定してはるところ調べて、また資料提出させていただいて、皆さん見ていただく中で、斑鳩町議会としてどういうものがいいのか議論していきたいというふうに思いますが、皆さんのほうから、何かご意見等、ございますか。

一応、私のほうで資料として持っているのは、奈良市議会さんがですね、つくっておられる基準について、インターネットでとったものについては資料として持っていますが、またこれもいくつかちょっと手に入れてですね、参考資料としてお示ししたいなというふうに思いますが、ほかに何か、ご意見ございますか。

(「それで結構です」と呼ぶ者あり)

委員長 そうしましたら、②の議長交際費の基準の策定についても、委員長、副委員長のほうでちょっと参考資料を集めてですね、また次回の議会運営委員会で提出させていただく中で議論進めていくということで確認をさせていただきたいと思います。

そうしたら、③の議会の運営にかかわることについてですが、これについては、テーマとしては1つにまとめていますが、提案させていただいた内容については、3点ほどあったというふうに思います。

まず1つ目のですね、一般質問の通告の時期や一般質問の日程の組み方についてということですが、住民の方から、議員がする一般質問について、テーマとか内容をできるだけ事前に知りたいと、事前にわかれば、どういうテーマについて質問するのかということに関心も持っていたのではないかと、傍聴に来られる方もふえるのではないかとご意見いただいています、これについては、できる限りそういうふうにしていきたいなというふうに思っているんですが、これに対して、それを進めていくべきなのかどうか、また、するとしたら方法についてはどうしていくべきなのかということで、皆さんのご意見いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。 小林委員。

小林委員 私は、進めていっていただきたいと思います。そのほうがいいのかというふうに、住民さんにとっても。それで、方法としては、初日にホームページに掲載されるとか、そういうこともいろいろできるのかなというふうに考えています。

それと、日程についてなんですけれども、3期させていただいてですね、一般質問を最終日の前に持ってこられる議会が、奈良県でもほかの議会でもありますので、斑鳩町議会は一般質問が初めにありますけれども、周知を初日にして、一般質問を最終日の前日、前ぐらいに持ってくると、そっちのほうが住民さんにも周知していただいて、それで議会にも興味を持って傍聴に来ていただけるのかなと思いますので、斑鳩町議会もなかなか傍聴が少ないので、やっぱり住民さんに開かれた議会、そして議会にですね、足を運んでいただくためにも、そういうふうな手段をとって見るのもいいのではないかなというふうに考えています。

委員長 今、小林委員から提案いただいた内容で言うと、通告はこれまでどおり初日のお昼で締め切って、実際に一般質問する日程ですね、を、最終日の前ぐらいに持ってくるということで、間をあけて、その期間を周知

に使うということですね。 嶋田委員。

嶋田委員 議論を深めていくのはいいと思うんです。

私、思っているのは、初日、通告あって、それを町のホームページに載せていただく。2日間ありますね、一般質問まで。それで結構かと思えます。というのは、最終日に近いところへ持ってくると、広報の原稿をどのようにするのか、そこらへんも考えていただきたい。委員長報告、賛成討論、反対討論やとか、いろいろ詰んできますのでね、やっぱり最終日の広報発行常任委員会で一般質問の原稿をまとめたいという気はありますのでね。そこらへんもちょっと考えていただきたいですね。

委員長 議会だよりへの掲載ですね、の関係から、ちょっと最終日の前だと日程的にきついんじゃないかということですが。

その他、それも含めてですね、皆さん、ご意見お聞かせいただければなと思うんですが。 奥村委員。

奥村委員 一般質問のこの通告書を提出して、ホームページにアップするということは、皆さんに広くお知らせするということがいいと思うんですけども、一般質問を後に持ってくることによって、事務局というか、何か影響とかはないのでしょうか。

委員長 真弓議会事務局長。

議会事務局長 ちょっと今すぐっていうのはあれですけども、事務局側としては、今、思う限りでは、その日程でっていうのはさほどないかなと思います。理事者側はちょっと大きいとは思いますが、そのあたりはちょっとごさいますけれども。

奥村委員 今も局長言っていたように、理事者側とのことも考えないといけないのかなとも思うんですけど。

委員長

理事者のほうにはちょっと確認してみないと、今の段階ではわかりませんので、その辺のところも、また次回までにちょっと確認をしておきたいと思います。

方法としてはですね、通告は今までどおり初日に出していただくと、初日までにですね、ということで、一般質問の日程自体をずらしていくのはどうかというご意見いただいたんですけども、逆に今度は、通告自体をですね、もっと早くに締め切って、実際に一般質問する日程は今の日程でというやり方も、できないことはないと思うんです。それで言うと、理事者等の影響っていうんですかね、それについては、特に日程組みかえるわけではないので、そんな懸念はないのかなとは思いますが、ただ、今度逆に、通告を早くしてしまうことによって出る影響っていうのがどうなのか、逆に議員のほうがですね、にあるかなと思いますので。方法としては、一応そういう形で考えられないこともないですけども。

皆さん、通告についてはホームページに掲載して、住民の皆さんに広くお知らせしていくという方向性についてはご了承いただけますかね。

平川委員。

平川委員

通告の時期をもう少し前にするとかっていうこともあるんでしょうけれども、前にちょっと終わってから話ししていたときにお伺いした中では、初日に出して、一般質問までの期間が短いと、その間にどれだけの人が見てくれるかわからないから、初日に載せるっていうことがどれほどの効果があるのかっていうことを、ちょっとお聞きはさせてもらったんですけど、何でも段階的に、まずそういう形でやってみて、いや、見る期間が短いから見にくいよっていう声があったら、じゃあもう少し通告の時期を前にするか、何かそういうやり方もあるので、最初からいろいろ考えてやるよりも、できるところからやっていったらいいかなというふうに思います。

委員長

平川委員のご意見ですと、日程については今までどおりで、周知期間は2日程度になりますけども、通告締め切って、その後ホームページに

掲載して、一般質問も2日かそれぐらいあいた今の日程でとりあえずやってみると。それで、やってみて、住民の皆さんの声をお聞きする中で、周知期間が足りない、もしそういう声があれば検討してはいかがかというご意見ですね。

事務局のほうにちょっと確認させていただきますけど、初日に通告を出してもらって、ホームページに掲載するのに、手間っていうんですかね、は、どれぐらいかかるものなんでしょうか。

議会事務局長 量にもよるとは思うんですけども、例えばですけども、今、紙でいただいておりますけども、それをデータである程度いただけるとかいうようなことが、例えばできるだろうということになりましたら、そうなれば、加工、少しして、素早くあげるということもやりやすいのかなとは思うんですけども。そういったところで考えますと、そうですね、時間的には、分量関係もありますので、やっぱり1日ぐらいはいただきたいかなというところはあります。

委員長 暫時休憩します。

委員長 ( 午前9時23分 休憩 )

( 午前9時25分 再開 )

委員長 再開いたします。  
真弓議会事務局長。

議会事務局長 先ほどもございましたが、分量の関係もございますし、それから、ホームページのほう、管理のほう、担当課ございますので、そちらのほうの作業の時間によっては、少しお時間をいただく場合も出てこようかと思えます。

委員長 若干の時間はかかるということですね。 伴議長。

議長

私、見させていただいているところ、やっぱり手書きで、そしてまた、当日書いておられる方も、いろいろ案をめぐらせながら、最後、ぎりぎりの時間になって質問書いておられる姿も見ているので、データでないとなかなか難しいっていう制限はなかなか、つけるのも難しいの違うかなど。書いて出すっていうことも入れながらもやっぱりその辺のスケジュールでいってほしいなというようには思います。

委員長

全員が全員データで提出できるかっていうと、なかなかそうではないと思いますので、データで提出できる方はしていただくと。ただ、手書きじゃないと難しい方もおられますので、そういう方については手書きで出していただいて、事務局のほうで対応していただくという形になります。そうするとまた、打ち込みをするだけとかいうことでも作業時間、そんなにはかからないでしょうけども、それも含めてですね、日程の確保については検討していく必要があるかなというふうに思います。

小村委員。

小村委員

今、委員さんからいろいろと議論が出ているんですけども、初日に通告書を出して、そこからホームページにアップやと、間が2日で、それを段階的になっていう意見も、今、出ていたんですけども、やはりホームページにアップしてから長く住民さんが見られる期間があるにこしたことはないと思うので、僕は今のところ、小林委員の言っていた、議会の最終日あたりに持ってくるのか、もしくは木澤委員が言われた、前に持ってきて、長い間住民さんにこの通告、どういう通告が出たのかっていうのが見られるほうがいいのかなどという、この2点のほうがいいのかなどというふうに思います。また、議会最終日に持ってくるっていう1つの案として、メリット、デメリットというのも検討していくのがいいのかなどとも思います。というのは、委員会が終わった後に一般質問をするっていう形、これのメリットもあるのかな、委員会である程度の発表があった後に一般質問したいとかっていうことも可能になってくると思いますので、その点のメリット、もしくは、今、ほかの委員さんからも出ました広報のデメリットがあるのか、理事者のデメリットがあるのかと

かっていうのも、ひとつ検討してもいいのかな。その上で、前に持ってくるのか、後ろに持ってくるのかっていう、通告書の期限をですね、というふうにすればいいのかなっていうふうな意見を持っております。以上です。

委員長　　今、小村委員の提案ですと、具体的にじゃあその一般質問の日程をどこに組み込むのかっていう、そしてそれにすることによってどういう影響があるのかということも実際に議論していく必要があるかなというふうに思いますが、一定期間やっぱり周知の期間をとった日程を組むべきではないかというご意見ですね。　奥村委員。

奥村委員　　あまり後ろにちょっと持っていくと、やっぱり先ほど言われていたように、広報のほうのことが大変ちょっと押してくるのではないかなと思って、心配しますけど。

委員長　　それは考慮の必要あると思いますので、今、小村委員のご意見ですと、例えば委員会、常任委員会が終わった後に一般質問の日程を組むと。具体的に言うと、議会運営委員会との間で組むという形になるのかなとは思いますが。最終日近くにはなりますけども、そこで一般質問をして、その原稿をまた出していただくっていうことがですね、議員皆さんとしてどうなのかなと。今、一般質問して、最終日の1日前ぐらいまでに原稿出していただいているというふうに思うんですね。そうすると、1週間以上は最低でも時間があると。もうちょっとあると思いますけども。それが、例えば小村委員の提案で言うと、常任委員会が終わった後一般質問をして、最終日の1日前ぐらいまでに出してもらおうと思うと、実質3日ぐらいしか期間がなくなってしまうので、それが可能かどうかですね。　嶋田委員。

嶋田委員　　あのね、斑鳩町はね、次期定例会は議会だよりに載せていますね。ということは、一般質問の日程いうのはわかるわけですね。一月前にわかるわけですね。そうしたら、その内容については、初日が終わってホー



ムページに載せていただければわかるわけですね、日程がわかっているねんから。せやから、周知期間が長ければよいというものでもないと思います。興味のある方は、それで見られたらいいんじゃないかなと思いますのでね。あまり周知期間長いほうがええとか、そういう問題ではないと思いますよ。

委員長 小林委員。

小林委員 10年ちょっと議員さんさせていただいて、これまでのやり方っていうのはですね、やっぱり委員会の前に一般質問があるというのがですね、この10年間ずっと疑問に思っていて、その解決策としてはやっぱり各委員会終わってから一般質問するほうが、議会としても内容もかぶらない。せっかく議員さんが一般質問しても、それは後の委員会のほうで報告させていただきますとか、何か中途半端な一般質問になるときもありますので、それを今までずっと見てこさせていただきますと、先に委員会があって、その後に一般質問するほうも、それも議会としてはいいのではないのかなというふうに思っていましたので、今回、このように日程についてあがってきたのは、周知についてあがってきましたけれども、この機会にそういうことも、ちょっと10年間ずっと疑問に思っただけでこさせていただきますので、この機会にちょっと、そういうことも含めて、一般質問の日程は後ろのほうがいいんじゃないのかなというふうに思っていましたので、発言させていただきます。

委員長 伴議長。

議長 よその議会の方とこの一般質問について話しするとき、今まで何回かあったんですけど、斑鳩は非常に自由で開かれていますなっちゅうか、ああ、そうですかと驚かれること多いんです。そういうことは、かぶっても制限しない、それで場合によったらもう議長の判断で、この質問はあかんと。私が、どっちか言うたら、それ、種別しているんやという議長さんもおられたり。非常に、その点、うちの場合は本当に自由に、逆

にかぶったときなんかでしたら、非常にやっぱりこれ、期間が長かったら、非常に苦しむっちゃうか、ほとんどびたり同じような質問いうのがあるときありますよね、たまたまのことですけど、そういうのも制限せずにやっていくには、今の形いうのがいいんじゃないかなというような。よそは、後ろに持ってきてはるのは、ちょっとスタイルが違う、うちの一般質問とはちょっとスタイルが違うというような形も感じる時はあるんです。

委員長 平川委員。

平川委員 委員会と一般質問がかぶらなくてもいい、後ろにあるとっていうことなんですけど、委員会が終わってから通告するのであれば、委員会が出た内容を改めてもっと聞きたいときとか、逆にそのことはもう終わっているからって言って、そこで取捨選択することができますけど、初日に出してしまっていて、それが委員会で詳しく説明された後、一般質問でまた同じことを質問するっていうのは、ちょっとどうなのかなっていうのは感じるんですけど、その辺は、どうなのでしょう。

委員長 おっしゃることは確かに出てくると思いますね。そうすると、例えば委員会が終わった後に一般質問の日程を持ってくるとするならば、通告についてもやっぱり委員会終わった後に提出をするという変更もせんとおかしくなる。

平川委員 そうなると、一般質問の内容を周知期間を長くするっていう趣旨からは外れてしまうので。そうなると思います。

委員長 こういう議論をする中でですね、一般質問はどうあるべきなのかということについてもやっぱりしっかり議論していく必要、認識していく必要があるのかなというふうに思いますので、いろいろなご意見出しているだけなのはね、ありがたいんですけども。

今、いくつかの案を出していただきまして、実際にすぐに結論出すわ

けではないんですけども、何て言うんですかね、周知期間を長くとったほうがいいんじゃないかというご意見と、あと、また、委員会の内容とかぶらないようにするための日程の組み方がいいんじゃないかというご意見と、今の形でとりあえずやってみて通告をホームページにアップしてみようというご意見、大体この3パターンぐらいかなというふうに思うんですが。

ほかに、ご意見ございますか。いろいろ出していただいて、絞っていききたいというふうに思いますけども。 小村委員。

小村委員 周知が長いデメリットっていうのはないのかなというふうに僕は感じていまして、そういった意味で一番早い、早いというか、一番今の中で変更するっていう前提で簡単なのが、前に持っていくことなのかなっていうふうには感じます。その中で、後ろに持ってくるというと、今、広報の話とかいろいろな議論があったので、やっぱり先ほども言わせてもらったように、メリット、デメリットっていうのを考えながら、じゃあ通告はどこに持ってくるのかとかっていういろいろな議論が必要になってくると思うので、そこは段階的でもいいのかなというふうに思います。逆に前に持ってきて、周知期間は長くしておいて、後からそれを検討しながら、まずはそういうふうにするっていうのはひとつなのかなと思います。

委員長 平川委員。

平川委員 周知が長いデメリットがないっておっしゃったんですけど、ほかのちよっと自治体さんで、2週間ちょっと前、半月ほど前に通告出しておられる自治体さんがあって、その間にいろいろな社会情勢の変化があって、それを反映した質問をしたいと思ってもできないことがあったりとかして、斑鳩さん、直前でいいよねって逆に言われたこともあるので、そのやっぱり長さも、どのぐらいが適切なのかっていうのは、長ければ長いほどいいっていうわけでもないんで、その辺はやっぱり検討の余地があるかなっていうふうに私は思いました。

委員長 小村委員。

小村委員 ちょっとわからないところもあったんですけど、社会情勢が変わって質問する内容がなくなったのであれば、それはそれでいいのかなと。その質問することの意味。

委員長 平川委員。

平川委員 なくなったんじゃなくて、新たにこういうことが質問したいなと思ったときにできない。

委員長 奥村委員。

奥村委員 まずはですね、ホームページに通告をアップするというところから始めたらどうなんでしょうか。

委員長 いろいろ意見いただく中で、ちょっと整理したいと思いますけども、1つは通告を前に持ってくるっていうやり方ですね。2つ目としては、今の日程のままでとりあえずアップしてみると、通告をいただいて。それと、3つ目としては、一般質問の日程を後ろに持ってくるという組み合わせ方ですね。ちょっとその3つにパターンを絞って議論していければと思いますけども。その中でまた派生する分があれば、それはそれで検討したいと思いますけども。

まずその3番目ですね、一般質問に日程を後ろに持ってくるということについて、1つは議会だよりの発行の関係ですね。それと、もう1つは常任委員会との関係ですね。その辺で不都合等がないのかということが問題になっているかなと思うんですけども。

どうしましょかね。これ、ほかにもテーマありますので、きょう、今後、またこの3つのパターンでちょっと議論を進めていくっていうことで、きょうのところは一応もうこの辺で終わっておきたいと思います

けども。また、せやからこの3つのパターンでどういう問題が出てくるのかということで、委員さんの中でまた検討いただいてね、次回の委員会のときに改めて意見をいただくと、お聞かせいただくということで、きょうのところはこの一般質問のことについてはここで終わっておきたいと思いますけど、いいですか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、時間の関係もありますので、次の2点目のほうに移りたいと思います。

2点目にはですね、予算委員会の審議についてですね、これも昨年度ですね、予算に対する修正案を出させていただく中で、ほかの議員さんから、できるだけ予算特別委員会までに修正案を出していただければ、そのことも含めて議論ができるというふうにご意見いただきまして、可能であればそういうふうにしていきたいなと思いますけども、今ですね、告示が議会開催の3日前というふうになっておりまして、その段階でしか予算書がいただけませんので、そこから内容調べてですね、修正案をつくって出していこうと思うと、とてもじゃないけどちょっと日程的には間に合わないというのと、あとですね、修正案をつくる問題点と、あとは、ほかの議員さんも実は修正部分があって、それについてほかの議員さんとも意見調整をするような場がつかれないかということでご提案もいただいていますので、そうしますと、予算委員会の日程をまたずらしていくのかどうかということについてもかかわってきますので、予算書の提出云々については理事者のほうとも調整が必要やと思いますけども、できるだけ早く出せるのであれば、それについては要望していきたいなと思いますけども、こちらのほうの日程の組み方ですね、について、どうなのかということも含めて、委員皆様のご意見をお聞かせいただければなと思うんですが。

今、予算委員会については、一般質問が終わった後ですね、常任委員会の始まるまでの間に予算特別委員会については大体日程組ませていただいていますけども、これ、だから、逆に常任委員会の後ろに持ってく

るような形がどうなのかということになりますね。 嶋田委員。

嶋田委員 私も以前に予算、当初予算のあれを常任委員会の後を持ってきたらどうかという提案はしたことはあります。ただし、委員長報告、膨大な時間を費やして審議しますね。その委員長報告を短時間でできるのかということがありますのでね、私が提案したときにはそういうことで、やっぱり最初に持ってきてということに落ちついたと思いますね。せやから、広報の関係もあって、委員長報告の関係もあって、今の状態がいいのではないかなと私は思っております。

委員長 1つは委員長報告、あと議会だよりとの関係ですね。あとは、何て言うんですかね、予算を審査する中で、予算の内容については当然予算委員会で審査しますけども、新たに提案されるような町からの施策ですね、等については常任委員会での議論っていう形になっていくかなと思いますので、それぞれの領域を侵さない範囲で、ただ、議論のあり方として、どうすみ分けするのとか、どっちが先なのかっていうの、これは難しい問題なんですけども、そういうことも影響としては出てくるかなというふうに思うんですね。だから、予算特別委員会についてはどうあるべきなのかということも含めて考えないと、単純にその日程をどうこうというだけではすまない問題だとは思いますが。

その辺も含めて、ご意見いただければなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。 伴議長。

議長 私も予算委員会に結構入らせていただいているときが多くて、やっぱりどうしても、特に当初予算の一般会計なんかでしたら、概括的に、もう賛成か、反対かっちゃうことに最終的になってしまうという中で、やっぱりそれぞれの委員さんが、この部分はちょっと気になるんやけど、概括的となれば、ほかに影響もあるので賛成せなあかんというようなことが多いと思うんです。私自身もそういうふうに思っていることが多いです。だから、何かこれ、緊張感を理事者側と持てるような、これはきちんとせえへんだら、議会からこれに対して、削除せえとか、また修正

せえと言われてしまうでというような、何かそういう何か仕組みづくり  
いうのができればなというように、ちょっと私も、これも皆さん議論し  
ていただいて、何か、ただ日程だけの問題でなく、予算委員の委員が、  
メンバーが決まってからこの予算委員会までの間で、何かこう、ディス  
カッションとか、何かできるような、何かそういうことがあれば、また  
変わってくるのかなと思います。ただ数字だけのものじゃなくて、事前  
にちゅうか、懇談会である程度の部分というのはね、聞けるところもあ  
りますので、やっぱりメンバー決まれば、そんなことで緊張ある委員会  
というものができればなと私は思っております。

委員長           ほかはいかがでしょうか。   小林委員。

小林委員       すみません、ちょっと勉強不足で、予算委員会がどういうふうな、い  
ろいろなパターンのやり方があるのかっていうのが、ちょっと僕、勉強  
不足でわからないので、そのあたりもちょっと、先進地事例というか  
すね、いろいろなやり方あるんでしたら、またその事例もちょっと教  
えていただきながら、そのそれぞれのパターンでどういうメリット、デ  
メリットがあるのかも協議をしながら決めていかせていただきたいな  
というふうに思います。

委員長           それについては、他の自治体のですね、やり方について、また調査し  
て、次回の委員会にまた、ある程度参考としてお示しできればなとい  
うふうに思います。

議論の方向性もですね、どうしていくべきなのかなっていうのも、な  
かなか今の段階で意見いただくのは難しいかなというのもあると思いま  
すので、今、小林委員から要望いただいた資料についてですね、他の議  
会です、どのような予算委員会の組み方とか運営の仕方をされている  
のかというのもちょっと調べた上でですね、また改めて議論させてい  
いただきたいなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、きょうはこの予算にかかわることについての議論はこれで終わっておきたいと思えますけど、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 今、2と3とまとめてやっていたね。一応3つ、この議会運営にかかわることについてというテーマの中でも3つに分けていたけども、予算書の配布時期の見直しというのと、予算委員会の日程の組み方について分けていたのを、今、1つにしてやってしまっていたので、だから3はちょっとなしになりますね。

そうすると、前回整理させていただいた形でしっかりもう1回整理させていただいておいたほうがいいかなと思いますので、2のほうは予算書の配布時期の見直しと、3のほうで予算特別委員会の日程の組み方ということでもう1回改めて確認させていただいて、次回以降はちょっとそういう形で進めさせていただきたいと思えます。

それとですね、前回の委員会で、テーマとして掲げることについてはまだ結論出していなかった問題ですね。小林委員から提案いただきました、議案に対する議員の態度表明の確認についてですけども、これを議会運営委員会の議論のテーマとしてあげていくのかどうかについては、意見割れていましたので、今回の議会運営委員会で改めて委員皆さんのご意見お聞きさせていただきますよというふうに申しあげていたので、改めて、この件について、委員皆さんのご意見、お聞きしたいと思えます。いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 私は、この前も言いましたように、必要ないと思えます。もしかそれをするのであれば、採決の方法にも及んでこようかと思えますので、私自身の考えではね、必要ないと思えます。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

前回にもね、意見いただいている委員さんは、もう特に変わりはない



のかなと思いますが、平川委員と奥村委員と、その後いろいろ検討して  
いただいて、お考え的には、いかがでしょうかね。 奥村委員。

奥村委員 採決についての賛否を広報に載せるか否かについてのことですか。

委員長 いや、それはまた副次的なものですけども、一応そういうことをする  
と想定して、その前段階ですね。だから採決について、起立については  
賛成なのか、座っていたら反対なのか、またそうではない態度表明をさ  
れているのかについていうのを確認してはいかがかと。だから、今、嶋田委  
員おっしゃったように、その方法についても、当然確認していくことにな  
って、検討することになると思います。

これについて言いますと、大津市議会さんやったかと思いますが、  
保留っていう態度表明の仕方を確認している議会もありまして、基本的  
には賛成か、反対かやというふうには思うんですけども、だから、そう  
いうところを保護している議会もあるんですね。だからそれがふさわし  
いのかどうかということもあるんですけども。だから、その点につい  
ても、斑鳩町議会として確認をしていけるようにしてはどうかというこ  
とについて議論をしてはどうかということでも提案いただきましたの  
で。だから、テーマとして掲げていこうということであれば、ほかの議  
会でですね、どういう態度表明、確認の仕方をしているのかについて  
も、それは調べていけば、いろいろなやり方があるのかなというふう  
には思いますけども。

テーマとしてあげるかどうかですね、について、まずご意見いただ  
ければなど。

奥村委員 私的には、今現在は必要ないのかなと思います。

委員長 平川委員、いかがですか。

平川委員 そうですね、ちょっとまだ時期が早いかなというふうに思います。

委員長 そうしますと、一応、人数的には、今年度のテーマとしてあげるのは時期尚早だとか、必要ないという方のほうが多いかなというふうに思うんですけども。一応、取り上げるほうのご意見をいただいていた小林委員と小村委員について、もう今年度はちょっと見送らせてもらおうかなと思いますけども。 小村委員・

小村委員 皆さんね、そういうふうな意見持っておられるようでしたら、仕方がないことなのかなというふうには思います。

私の意見としては、やっぱり、その態度を、広報にのっける、のっけないは広報委員会で議論してもらったらいいい中で、自らどういう意見を持っているのかっていう態度っていうのは表明していくべきなのかな、そのほうが住民さんにわかりやすいのかなっていうふうな思いを持っておりますので、そういった意味で、今回は、私にとっては残念な結果でしたけれども、また今後、どこかで議論できたらなと思います。以上です。

委員長 小林委員。

小林委員 前回、提案させていただきましたけど、民主主義的に、多数決ですの  
で仕方がないのかなと思うんですけども、先ほど嶋田委員さんがおっしゃられました、態度の意思表示についてですね、ずっと昔からも、議題にというか、ずっとあがってきていた問題でも、課題でもありますので、その点については、どうなんですかね。もう今回、名前載せる、載せないはもう議会運営委員会の判断で結構ですけども、数年前にも、嶋田委員さん、さっき言っていたいただいた課題がずっと課題として、斑鳩町議会の課題としてありましたので、その課題についても、合わせて、保留というか、保留になるんですかね。

委員長 暫時休憩します。

( 午前9時53分 休憩 )

( 午前9時54分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

今、小林委員から質問いただきましたけども、広報、議会だよりに載せる云々の前段階として、態度表明ですね、どんなやり方があるのかというのも含めて、テーマにあげることに對してご意見いただく中で、今回については見送るという方向で、ちょっと、議会運営委員会としてはまとめさせていただこうかなと思いますけども、それについてですね、小林委員、いかがでしょう。

小林委員

議会運営委員会で決まったことですので、異議はございません。

委員長

決まったことというか、これからまとめさせてもらおうかなと思っていますので。

一応、何て言うんですかね、まとめとして、委員さんの意見いただく中で、今回については見送らせていただくと。また改めて、時期を見てご提案いただければなというふうに思いますので、この件については、そういう形で結論とさせていただいてよろしいでしょうか。 伴議長。

議長

先ほどの小林委員の発言で、1つだけ。正直、私、思いますねんけど、決して、秘密会にするときは、やっぱりその、ちゃんと規約にのっとって秘密会にすると。それ以外は全部オープンな議会でうちはやっていると。場合によっては、態度保留で退席される方もおられる。それを全部、住民さんは、見ていただくと思たら見ていただける環境にあるというように、私、今、思っておりますので、決してこれが、秘密会のような形でやっているのであれば、おっしゃることはようわかりますねんけど、ちょっとそのことだけ、つけ加えさせていただきます。

委員長

そうしましたら、(4)の今年度の検討事項について、今、いろいろ議論させていただきましたけども、また次期持ち越すものとしては、最初に確認させていただいた3点ですね、について、継続して議論させて

いただきたいと思います。きょうのところはこれで終わっておきたい  
と思います。

そうしましたら、1の協議事項については、以上で終わります。

次に、2のその他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お  
受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これはこの議運で今すぐどうのこの議論していただきたいとは考  
えておりません。今、まだ、自分の中で、どうしたものかなという疑念を  
持っております。

というのが、過日の総務常任委員会で、理事者側、答弁者から、不規  
則発言が出ました。そのときには、何をおっしゃったかちょっとわから  
なかつたので、後日、テープで聞きますと、まだ言うてんのかと、何か  
そのような趣旨の発言だったと思います。これは、質問者に対して恫喝  
的な、野次、不規則発言ですね、にもとられる恐れがありますのでね、  
そこら辺、私、総務委員長としては、今後どのような対応をしていくべ  
きかなと、自分の中では思っておりますので、またある程度の、自分  
の中で考えができたら、ここで披露して、また皆さん、議論していただ  
きたいと思います。一応そのことだけ、伝えておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、ないようでしたら、議長のほうから。

議 長 実はですね、私、ちょっと、自分自身、皆さんにちょっとお聞きした  
いところがありまして。今回、飯島町への議員の、これは、視察研修に  
ちょっと、若干絡むんですが、この議運の視察では、私、同行させても  
らうような形にしてくれていると。ところが、3常任委員会、総務、厚  
生、建水のところでは、そんな形に今まで、慣習的には、なっていない。  
それでちょっと事務局のほうで調べていただくと、原則として委員で行

くという、原則としてという感じで。それで、私がもし、関心のあるテーマでどうしても行きたいという形になったとき、その例外になってしまうと。そして、私の希望としましたら、今、ちょっとルール、規約ですか、これは、何になっているのかあれですけど、その辺を変更しておいて、もし行ける場合では行ってもいいよというような形にさせていただければなというように、ちょっと私、思うんですが、一度、検討していただけると。これ、何かやっぱりあってそうなっているのであれば、これはもう、仕方がないことですし。やっぱりこれ、委員会というのを大事にしていきたいということであれば、これはもうこれでいいことやと思うんですが。ちょっとそのあたり、議論していただければと思います。

委員長

今、議長のほうから問題提起いただきましたけども、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の中ですね、この第8条で、「先進地視察は、委員会単位で行なうことを原則とする」と。「ただし、必要があると認め議会が議決した場合は、議会全体で実施することができる」というふうになっています。ここには、議長の規定っていうのはないんですね。基本的に委員会単位というふうになりますと、議長はそもそも委員会には所属しないというふうになっていますので、全議員で行く視察以外の視察研修に議長は参加できないと、今、そういう状況になっています。ただ、これまで、慣例的にですね、議会運営委員会が視察に行くときは、議長も一緒に行っておられると。そういうことから、ちょっと原則からは外れた形での運用もあるんですけども、これについて、議長も、常任委員会の視察ですね、議長としていろいろ見識を深めていただくということで参加できるようにしてはいかがかなというこの提案やとは思いますが、これについては、皆さん、いかがでしょうかね。

平川委員。

平川委員

視察だったかどうかちょっと、扱いがどうだったのかわからないですけど、去年、ごみ処理関係のところに見学ですかね、行かせてもらったときに、厚生常任委員会以外の人と一緒にいかれたかなと思うんですけど、その辺がちょっと、どういう扱いで去年行ったのかわからないん

ですけど、そういう関心がある人も、もし行きたいとなった場合はどうなるのかなというのをちょっと感じるんですけど。

委員長　　今、平川委員おっしゃっていただいた、厚生常任委員会で行っていただいたものですけども、それについては、現地調査という形で、視察研修とはまた別になるんです。これまでも、現地調査についてはですね、委員外の人でも希望すれば参加できるよという形で取り組んできた経緯もあります。ただ、視察になりますと、基本的に、原則では委員外の人ではだめですよというふうになっていますので、またちょっと扱いは違うんですけども。　嶋田委員。

嶋田委員　　議長は、各常任委員会、オブザーバーとして出席していただいていますので、関心のあることについて、先進地視察、同行したいということであれば、それはそれで、私は構わないと思うんですけども。あと、予算がどうなるのか、そこら辺の問題ですね、はい。議長に関しては、もうそういうことでいいとは思いますが。

委員長　　予算的なことで言うと、事務局のほう、ちょっと確認させてもらいます。　真弓議会事務局長。

議会事務局長　　現段階の予算では、議長の分の出張費というのは組み立てられていない状態ではございます。ただし、ご存じのとおり、委員会によっては視察をされない場合もございますので、そうした中でのやりくりというのは可能かというふうに考えております。

委員長　　ですので、例えば年によっては3常任委員会とも視察研修を行って、予算いっぱいいっぱいになるというときには、例えばじゃあ、改めて補正予算組んで議長も同行していただけるようにするのかという問題がありますけども、3常任委員会のうち、もうことは行かないよというところがあれば、それについては議長が行けるような予算確保の方法はあるということですので。だから、それはその時々によるかなとは思いますが。

ですけれども。基本的に議長が、今、行けないという形になっていますので、行けるようにすることについては、皆さん、いかがでしょうかね。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

委員長 そうしましたら、ちょっと、そうなると、この要綱の改正等も必要になってきますので、あとまた、他の自治体っていうんですかね、議会でもどのようにされているかっていうのをちょっと調べもってですね、要綱についての改正案、またちょっとこちらのほうで整理させていただいて、また次回以降でですね、ご提案させていただきたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり )

委員長 伴議長。

議長 秋のやつに間に合うようにやっていただければ。お願いします。  
内容と場所がわかっていけませんので、それは行くとは限りませんが。

委員長 できれば今年度の視察の時期に間に合うように対応していければというふうに思っています。  
ほかにございませんでしょうか。

( な し )

委員長 そうしましたら、事務局のほうから。 真弓議会事務局長。

議会事務局 初日の全員協議会でお知らせさせていただいておりましたけども、県の町村議会議長会が主催する各種研修なんですけれども、現時点で、まだ開催の通知が届いておりません。正式なものです、あくまで正式なものですけれども。そうしたことから、参加派遣計画書を上程することがで

きないところではあるのですけれども、まず、日程ですけれども、議員人権研修会が7月24日月曜日、新任議員研修会が8月7日月曜日と、日程が迫っておりますので、最終日の全員協議会で、参加者の決定はお願いしたいと思っております。

なお、最終日までに開催通知の文書が参りましたら、追加日程として参加派遣計画書をあげさせていただきたいというように考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

委員長

ただいま議会事務局長から報告がありましたが、奈良県町村議会議長会が主催する各種研修について、最終日までに開催通知が届いた場合、参加派遣計画書を追加日程に加えるということについて、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、最終日までに開催通知が届きましたならば、参加派遣計画書を追加日程に加えることといたします。

また、最終日の全員協議会で参加者の決定をすることについて、議会運営委員会として確認をしておきたいと思えます。

それでは、これをもって、その他についても終わります。

それでは、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしま



した。

なお、本日の委員長報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前10時07分 閉会)